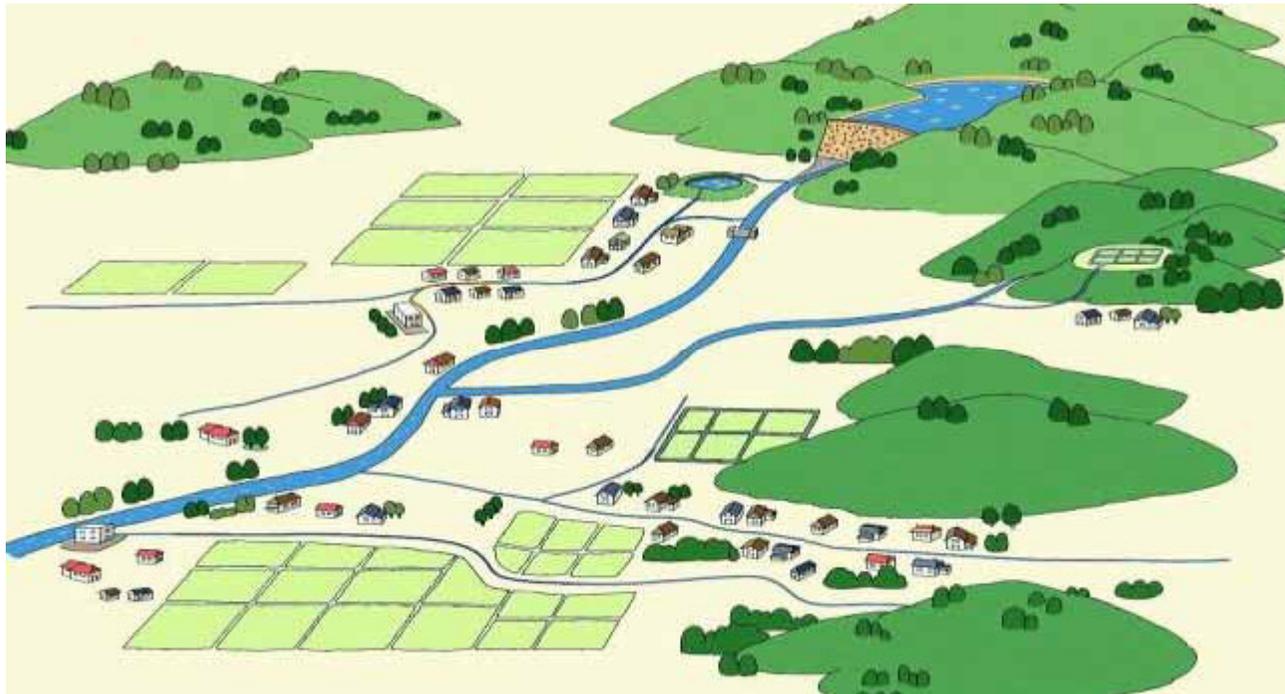


平成27年度新規地区

農村地域防災減災事業

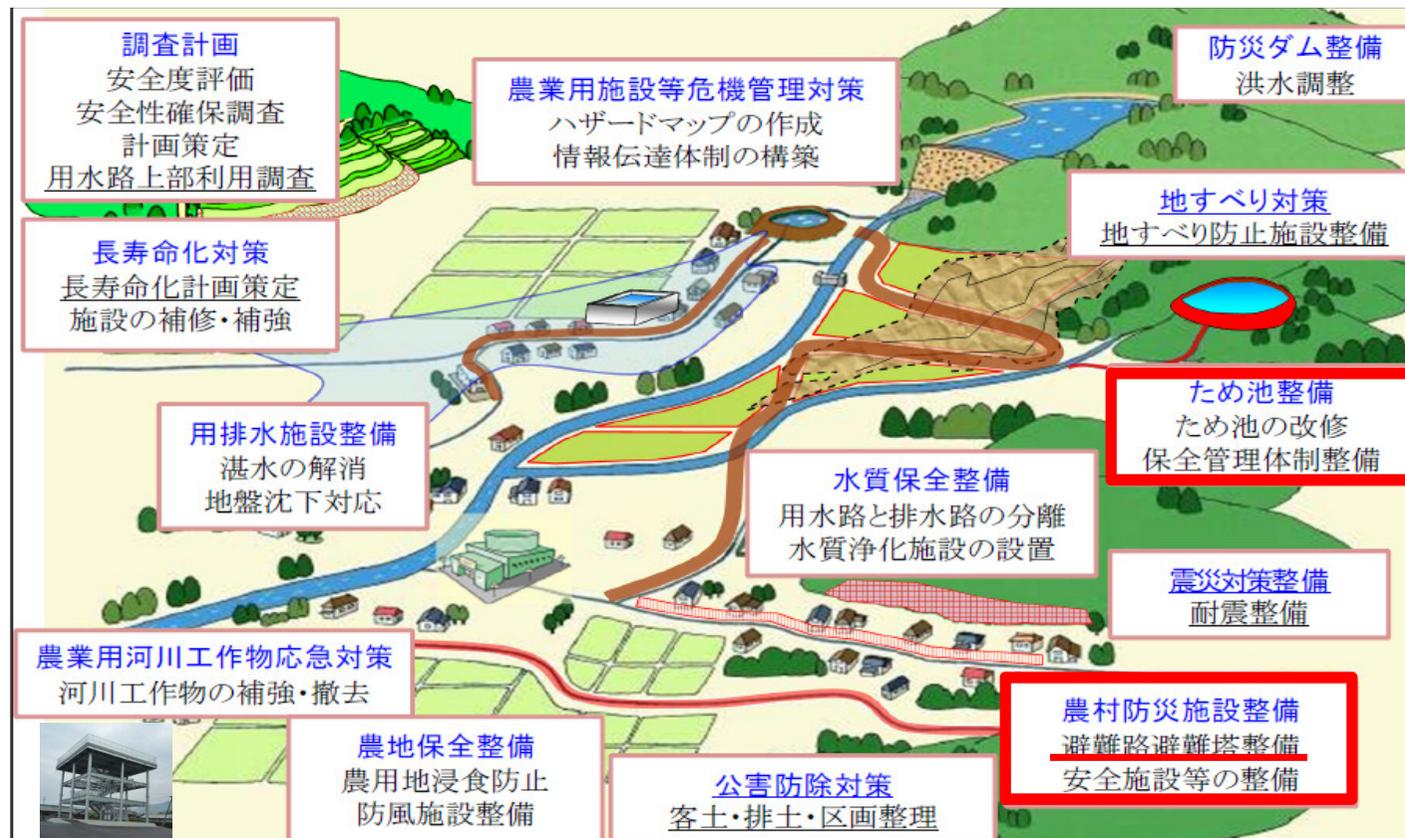


平成26年10月

高知県農業振興部農業基盤課

農村地域防災減災事業の目的

地域で発生する地震・豪雨・地すべり等の災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため農業用施設や農村防災施設等の防災・減災対策を総合的に実施し、農村地域における安全・安心な生活環境を維持・確保する。



農村地域防災減災事業における津波緊急避難塔・避難路整備に係る法令等フロー図

災害対策基本法

(関係条項抜粋)

- 第4条: 県の責務
 - ・防災計画作成と実施
 - ・市町村等の事務及び実施の助け
 - ・関係機関の総合調整
- 第40条: 都道府県地域防災計画
 - 地域の災害に関する施設整備の計画について定める

高知県地域防災計画 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

(関係条項抜粋)

- <地震及び津波災害対策編>
 - 第2編 災害予防対策 第1章 地震及び津波に強い県づくり
 - 第1節 基本的な考え方
 - 2 最大クラスの津波に対しては・・・避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードを組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進します。
 - 第5編 重点的な取組 第1章 命を守る対策 第2節 津波から避難する対策
 - 3 津波から迅速に避難をする
 - (2) 周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備や津波避難ビル等の指定を推進します。(県、市町村)

連携

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例

(関係条項抜粋)

- 6条: 県の責務
 - 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能の全てを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら、南海トラフ地震対策を計画的に推進します。
- 18条: 津波避難場所及び避難路の確保等
 - 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と連携して、津波避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進する
- 43条: 行動計画の作成
 - 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海トラフ地震対策を計画的に進めるため、高知県南海トラフ地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します

具体化
実行計画

高知県南海トラフ地震対策行動計画

(関係事項抜粋)

- 1(3)イ 今後の南海トラフ地震対策と方向性
 - <その1> 何より尊い人命は最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。
- 南海トラフ地震対策行動計画体系表
 - (地震に備える)－(避難対策)－(津波避難路・避難場所の整備)－
- ②農村地域整備(避難タワー等) 実施主体: 県

事業導入

■<農水省補助事業> 農村地域防災減災事業
農村防災施設整備
1 緊急避難塔・緊急避難路整備

具体化
実行計画

農村地域防災減災事業における津波緊急避難塔・避難路整備に係る法令等フロー図

災害対策基本法

- (関係条項抜粋)
- 第4条: 県の責務
 - ・防災計画作成と実施
 - ・市町村等の事務及び実施の助け
 - ・関係機関の総合調整
 - 第40条: 都道府県地域防災計画
 - 地域の災害に関する施設整備の計画について定める

高知県地域防災計画 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

- 一般対策編 ■ 地震及び津波災害対策編 ■ 火災及び事故災害対策編

災害対策基本法第40条に基づき、各種の災害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、本県において防災上必要な諸施策の基本を行政、事業者、住民それぞれの役割を明らかにして定めた計画

(関係条項抜粋)

- <地震及び津波災害対策編>
- 第2編 災害予防対策 第1章 地震及び津波に強い県づくり
- 第1節 基本的な考え方
- 2 最大クラスの津波に対しては・・・避難路や避難場所の整備を行い、ソフトとハードを組み合わせた多重防御によるまちづくりを推進します。
- 第5編 重点的な取組 第1章 命を守る対策 第2節 津波から避難する対策 3 津波から迅速に避難をする
- (2) 周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備や津波避難ビル等の指定を推進します。(県、市町村)

連携

高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例

南海トラフ地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、予防から応急、復旧・復興までの対策を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して相互に連携しながら南海トラフ地震対策を推進していくために制定

(関係条項抜粋)

- 6条: 県の責務
- 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能の全てを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら、南海トラフ地震対策を計画的に推進します。
- 18条: 津波避難場所及び避難路の確保等
- 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と連携して、津波避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進する
- 43条: 行動計画の作成
- 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海トラフ地震対策を計画的に進めるため、高知県南海トラフ地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します

具体化
実行計画

高知県南海トラフ地震対策行動計画

被害の軽減や地震発生後の応急、復旧・復興のための事前の準備など、県、市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプラン

(関係事項抜粋)

- 1(3)イ 今後の南海トラフ地震対策と方向性
- <その1> 何より尊い人命は最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。
- 南海トラフ地震対策行動計画体系表
- (地震に備える)―(避難対策)―(津波避難路・避難場所の整備)―
- ②農村地域整備(避難タワー等) 実施主体: 県

事業導入

- <農水省補助事業> 農村地域防災減災事業
- 農村防災施設整備
- 1 緊急避難塔・緊急避難路整備

具体化
実行計画